

松茂町最低制限価格等の設定に係る要綱第3条第2項第1号等の規定に基づく最低制限基本価格等の算出に係る運用について

松茂町最低制限価格等の設定に係る要綱（令和2年要綱第1号。以下「要綱」という。）第3条第2項第1号等の規定に基づく最低制限基本価格及び失格基本価格の算出について、次のとおり運用するものとする。

1. 鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工場製作工事における運用

要綱第3条第2項第1号及び第5条第2項第1号の「共通仮設費」及び「現場管理費」は、徳島県土木工事標準積算基準書（以下「基準書」という。）第IV編道路第7章橋梁工のうち工場製作の次に該当するものとする。

- (1) 「共通仮設費」は、「間接労務費」とする。
- (2) 「現場管理費」は、「工場管理費」とする。

2. 電気通信設備工事における運用

要綱第3条第2項第1号及び第5条第2項第1号の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は基準書第VII編電気通信設備の以下に該当するものとする。

(1) 一般工事

- 1 「直接工事費」は、「直接製作費」及び「直接工事費」の合計額とする。ただし、「直接製作費」は、機器単体費に10分の6を乗じた額とする。
- 2 「共通仮設費」は、「間接労務費」及び「共通仮設費」の合計額とする。ただし、「間接労務費」は、機器単体費に10分の1を乗じた額とする。
- 3 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」及び「機器間接費」の合計額とする。ただし、「工場管理費」は、機器単体費に10分の2を乗じた額とする。
- 4 「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」及び工事費の「一般管理費等」の合計額とする。ただし、機器単体費の「一般管理費等」は、機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

(2) 鉄塔・反射板工事

- 1 「直接工事費」は、「工場塗装費」、「材料費」及び「製作費」並びに架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。ただし、「材料費」及び「製作費」の合計額は、鉄塔製作費に10分の6を乗じた額とする。
- 2 「共通仮設費」は、「間接労務費」及び「共通仮設費」の合計額とする。ただし、「間接労務費」は、鉄塔製作費に10分の3を乗じた額とする。
- 3 「現場管理費」は、「工場管理費」及び「現場管理費」の合計額とする。ただし、「工場管理費」は、鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

3. 機械設備工事（4を除く。）における運用

要綱第3条第2項第1号及び第5条第2項第1号の「直接工事費」、「共通仮設費」及び「現場管理費」は、基準書第IX編機械設備の次に該当するものとする。

- (1) 「直接工事費」は、「直接製作費」及び「直接工事費」の合計額とする。

- (2) 「共通仮設費」は、「間接労務費」及び「共通仮設費」の合計額とする。
- (3) 「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」及び「設計技術費」の合計額とする。

#### 4. 機械設備工事（機械設備点検・整備業務）における運用

- 要綱第3条第2項第1号及び第5条第2項第1号の「直接工事費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」は、基準書第IX編機械設備の次に該当するものとする。
- (1) 「直接工事費」は、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」及び「塗装費」の合計額とする。
  - (2) 「現場管理費」は、「現場管理費」及び「点検整備間接費」の合計額とする。
  - (3) 「一般管理費等」は、「一般管理費等」及び「技術調査費」の合計額とする。

#### 附 則

この運用は、令和2年3月16日以降に公告し、又は指名通知を送付する入札から適用する。